

## 石垣市新庁舎建設基本設計・実施設計業務 プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は「石垣市新庁舎建設基本構想」及び「石垣市新庁舎建設基本計画」に基づき、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する、新庁舎の設計を委ねるにふさわしい適正を備えた設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するためのものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

石垣市新庁舎建設基本設計及び実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

石垣市役所新庁舎建設工事に係る基本設計・実施設計

※ 詳細は特記仕様書によるものとする。

#### (3) 期間

契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで（予定）

#### (4) 予定価格

162,086 千円（税込み上限額）

#### (5) 計画概要

「石垣市新庁舎建設基本構想」及び「石垣市新庁舎建設基本計画」による

### 3. 受託者基本条件

本業務の受注にあたっては、代表企業 1 者と市内企業 1 者以上からなる設計共同企業体の結成を条件とする。

### 4. 選考方式

#### (1) 代表企業

代表企業として参加表明書を提出したもの（以下「代表企業参加者」という。）のうち、参加資格要件を満たすものについて、次のとおり審査を行う。

##### ① 一次審査（書類審査）

石垣市新庁舎プロポーザル庁内審査委員会による提出書類の評価に基づき、技術提案書を提出できる者を 5 者程度選定する。一次審査は非公開により実施する。

##### ② 二次審査（技術提案書、プレゼンテーション、ヒアリング）

石垣市新庁舎プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの評価に基づき、代表企業及び次席者を各 1 者選定する。二次審査の時間等詳細については、一次審査の結果とあわせ

て通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施する。

(2) 市内企業

市内企業として参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たすものを市内企業候補者とする。市内企業候補者には技術提案書の提出は求めない。

なお、市内企業が代表企業として参加表明書を提出することを妨げるものではないが、代表企業として参加表明書を提出した者においては市内企業としての参加は認めないものとする。

(3) 代表企業による市内企業の選定

代表企業として選定された者は、自らの判断により、4 (2) 市内企業候補者の中から 1 者以上を市内企業として選定する。また、市内企業選定後 10 日以内に様式 13「設計共同企業体協定書」を市に提出しなければならない。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加するための資格要件は次のとおりである。

(1) 共通要件

参加者は次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、同法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を本業務に配置することができること。
- ③ 建築士法第 26 条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- ④ 国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律代 154 号）第 17 条の規定に基づく構成手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律代 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑧ 民事執行法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められるものでないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(2) 代表企業参加要件

代表企業として参加をする者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 平成 13 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有すること。
- ② 平成 13 年 4 月 1 日から公告の日までの間に、国又は地方公共団体が発注した延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎施設の基本設計及び実施設計に関する業務（新築設計業務に限る。）を完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
- ③ 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者については一級建築士を、建築構造担当主任技術者については構造設計一級建築士もしくは一級建築士をそれぞれ1名ずつ配置（兼任は不可）できる者であること。
- ④ 代表企業参加者は、本業務に関して専門分野の協力者を加えることができる。ただし、協力者は管理技術者及び建築意匠主任担当技術者となることはできない。

(3) 市内企業参加要件

市内企業として参加をする者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 石垣市内に本社又は本店を有している者であること。
- ② 本業務に一級建築士を配置できる者であること。

(4) 参加できない者

- ① 審査委員会の委員。
- ② 審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者。

6. 事務局

石垣市 総務部 新庁舎建設室

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

電話：0980-87-0023

FAX：0980-83-1427

E-mail：tyousha@city.ishigaki.okinawa.jp

7. プロポーザル実施スケジュール

項目		期間
本実施要領及び資料の交付・閲覧		平成 28 年 5 月 18 日 (水) から
一次審査	参加表明書等に関する質問書の受付	平成 28 年 5 月 18 日 (水) から 平成 28 年 5 月 25 日 (水) まで
	質問書の回答	平成 28 年 5 月 27 日 (金)
	参加表明書等の受付	平成 28 年 5 月 30 日 (月) から 平成 28 年 6 月 6 日 (月) まで
	一次審査 (書類審査)	平成 28 年 6 月 7 日 (火) から 平成 28 年 6 月 10 日 (金) まで
	市内企業候補者の通知	平成 28 年 6 月 13 日 (月)
	技術提案書要請者の通知	平成 28 年 6 月 13 日 (月)
二次審査	技術提案書に関する質問書の受付	平成 28 年 6 月 14 日 (火) から 平成 28 年 6 月 20 日 (月) まで
	質問書の回答	平成 28 年 6 月 23 日 (木)
	技術提案書等の受付	平成 28 年 6 月 14 日 (火) から 平成 28 年 7 月 5 日 (火) まで
	2 次審査 プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成 28 年 7 月上旬～中旬
	選定結果発表	平成 28 年 7 月中旬
代表企業による市内企業選定 設計共同体協定書の提出	平成 28 年 7 月下旬	
契約	平成 28 年 7 月末	

8. 書類の交付

(1) 交付方法

石垣市ホームページへの掲示

(アドレス : <http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/index.php>)

(2) 交付期日

平成 28 年 5 月 18 日 (水) より

#### 9. 代表企業の参加表明書等の受付

代表企業として参加を表明する者は、参加表明書（様式 1）及び参加表明書関連書類（様式 2 から様式 5 まで）並びに受領書（様式 14）を次のとおり提出すること。

- (1) 受付期限  
平成 28 年 6 月 6 日（月）17 時まで
- (2) 提出方法  
事務局への持参又は郵送（平成 28 年 6 月 6 日に間に合わない郵送書類については 6 月 5 日までの消印を有効とする）
- (3) 提出部数  
様式 1 及び様式 14 を 1 部、様式 2 から様式 5 までは 10 組を提出すること。  
※ 表紙をつけず、様式 2～5 を 1 組として左上部をホチキス綴じすること  
※ 様式 2 及び様式 4 に関する添付書類は実績ごとに 1 部を提出すること  
※ 様式 4-4 及び様式 5 については該当者のみ提出すること
- (4) 提出先  
6. の事務局まで提出すること。
- (5) その他  
様式 14 は、受付印を押印のうえ提出者に返却するため、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

#### 10. 市内企業の参加表明書等の受付

市内企業として参加を表明するものは、参加表明書（様式 11）及び参加表明書関連書類（様式 12）並びに受領書（様式 14）を次のとおり提出すること。

- (1) 受付期限  
平成 28 年 6 月 6 日（月）17 時まで
- (2) 提出方法  
事務局への持参又は郵送（平成 28 年 6 月 6 日に間に合わない郵送書類については 6 月 5 日までの消印を有効とする）
- (3) 提出部数  
様式 11 及び様式 14 を 1 部、様式 12 は 10 部を提出すること。  
※ 様式 12 に関する添付書類は一級建築士として記入した者ごとに 1 部を提出すること。
- (4) 提出先  
6. の事務局まで提出すること。
- (5) その他  
様式 14 は、受付印を押印のうえ提出者に返却するため、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

## 11. 提出書類の記入上の留意事項

### (1) 代表企業参加表明書（様式1）

代表者印を押印の上、提出すること。

### (2) 事務所の同種・類似業務実績（様式2）

次の①②に該当する同種又は類似の業務実績5件以内、同種事業を優先し記入する。

① 同種業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体の庁舎で延べ床面積10,000㎡以上の建物のうち、平成13年4月以降に発注され、告示日までに日本国内で竣工したもので、新築設計業務全工程に携わり完了し、かつ免震構造の建築物の設計業務を対象とする。

② 類似業務の実績における対象施設は、国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）に定義される建築物で延べ床面積10,000㎡以上の建物のうち、平成13年4月以降に発注され、告示日までに日本国内で竣工したもので、新築設計業務全工程に携わり完了した建築物の設計業務を対象とする。なお、その業務が免震構造であった場合は「免」と朱書きを入れること。

③ 該当する業務実績について、次の項目を記入すること。

A 受注形態の欄には、単独、設計共同体又は協力（協力事務所としての参画）の別を記入すること。

B 協力の場合は、発注者の欄に発注者を記入するとともに、元請事務所名について括弧書きで記入すること。

C 構造・規模・面積の欄には、〔構造種別－地上階数／地下階数、延べ面積〕を記入すること。〔例：RC－5F／B1、○○○○○㎡〕

※ 記載した業務については契約書（鏡）の写し及び施設の概要・免震構造であることが確認できる図面等の書類を添付すること。

※ 審査において「同種」を「類似」又は「実績無し」、また、「類似」を「実績無し」として評価することがある。

### (3) 専門分野別の技術職員数・資格（様式3）

① 当該事務所の専門分野別の技術職員数・資格について記入すること。

② 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を対象とし、これ以外の資格については記入しないこと。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

### (4) 管理技術者及び各担当主任技術者等の経歴等（様式4-1～様式4-4）

本業務を担当する管理技術者及び記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入すること。また、同種・類似業務実績及び記入件数は3件以内で同種事業を優先し記入すること。

① 継続教育（CPD）に係る単位を取得している場合は、平成27年4月1日から平成28年3月31日における参加研修CPD認定単位を記載し、建築CPD運営会議

又は建築士会が発行する証明書（写しでも可）を添付すること。

② 資格名称について、記入した資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

③ 同種・類似業務実績

A 同種・類似業務の内容は、前記「11 提出書類の記入上の留意事項（2）」の説明と同じ。

B 関わった分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

④ 告示日現在従事している設計業務

告示日現在継続中の手持ち設計業務について、記入し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入すること。

(5) 分担業務分野（様式 4-4）

提出者において新たに追加する分担業務分野（ランドスケープデザイン、インテリアデザイン等）がある場合は、主任技術者の経歴等（様式 4-4）を提出すること。

(6) 協力事務所（様式 5）

協力事務所がある場合は提出すること。分担業務分野には、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ランドスケープデザイン、インテリアデザイン等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

(7) 市内企業参加表明書（様式 11）

代表者印を押印の上、提出すること。

(8) 市内企業参加表明者の説明（様式 12）

様式へ必要事項を記入し提出すること。事務所所属の一級建築士については、資格を証する資料（免許証の写し等）を添付すること。

(9) 参加表明書等作成上の注意事項

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。また、要求している内容以外の書類、図面等については受理しない。

## 12. 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は質問書（様式 6）により電子メールにて事務局へ送付すること。なお、質問については電子メールによる質問書以外での受付は行わない。また、技術提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

(2) 質問書の受付期限

平成 28 年 5 月 25 日（水）17 時まで。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書としてとりまとめ、平成28年5月27日(金)に石垣市ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

13. 参加表明書等の審査基準

提出書類の審査基準は次の評価表による。

評価項目	評価の着目点				小計 (点)
		判断基準			
企業評価	技術職員数	技術職員数を評価する。			40
	有資格者数	有資格者数を評価する。			
	同種・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数、受賞歴について評価する。			
配置技術者の資格	専門分野の技術者	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任 担当者	建築意匠	17
				建築構造	
				電気設備	
				機械設備	
配置技術者の技術力	同種・類似業務の実績	以下の順で評価する。 1) 同種業務の実績がある。 2) 類似業務の実績がある。 上記に加え携わった立場を評価する。	管理技術者		27
			主任 担当者	建築意匠	
				建築構造	
				電気設備	
	機械設備				
CPD	継続教育 (CPD) の取得単位を評価する。	管理技術者		16	
主任 担当者	建築意匠				
	建築構造				
	電気設備				
	機械設備				

14. 技術提案書の提出

技術提案書(様式7)及び技術提案書関連書類(様式8から様式9まで)並びに受領書(様式14)並びに見積書を次のとおり提出すること。

(1) 受付期限

平成28年7月5日(火)17時まで

(2) 提出方法

事務局への持参又は郵送(平成28年7月5日に間に合わない郵送書類については7月4日までの消印を有効とする)

(3) 提出部数

様式 7 及び様式 14 並びに見積書は各 1 部、様式 8 から様式 9 までは 10 部を提出すること。

※ 表紙をつけず、様式 8～9 を 1 組として左上部をホチキス綴じすること。

※ 見積書の様式は任意とし、基本設計、実施設計、概算事業費（建築工事）に分けて添付すること（消費税 8%を含む金額で記載すること）。見積書には提出者を明記し、捺印の上、あて名は石垣市長とする。なお、見積書は審査の対象としない。

(4) 提出先

6. の事務局まで提出すること。

(5) その他

様式 14 は、受付印を押印のうえ提出者に返却するため、郵送の場合は、返信用封筒を同封のうえ提出すること。

15. 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問は質問書（様式 10）により電子メールにて事務局へ送付すること。なお、質問については電子メールによる質問書以外での受付は行わない。

(2) 質問書の受付期限

平成 28 年 6 月 20 日（月）17 時まで。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書としてとりまとめ、平成 28 年 6 月 23 日（木）に石垣市ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うこととする。

16. 技術提案書の審査基準及びテーマ

(1) 審査基準について

提出書類の審査基準は次の評価表による。

評価項目	評価の着眼点		小計 (点)
		判断基準	
業務実施 方針及び 手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容・背景等への理解度及び取組意欲を総合的に判断する。	20
	業務の実施方針	業務への取組体制、的確性、創造性、実現性を考慮し総合的に評価する。	30
	特定テーマについての技術提案	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造性ある提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	100

(2) 特定のテーマについて

- ① 『地震・津波や台風などの災害に強く、防災拠点となる安心・安全な市役所』  
防災・災害復旧拠点施設としての役割を十分に果たしうる庁舎実現のための建築計画、構造計画、建設設備計画等に関する考え方についての技術提案。
- ② 『ライフサイクルコストの低減を考慮した経済的な市役所』  
庁舎として必要となる施設機能を満足しつつ、経済性や耐久性に配慮し、ライフサイクルコストの低減及び庁舎の長寿命化を実現するための建設計画に関する考え方についての技術提案。
- ③ 『環境にやさしく、自然環境を活かした市役所』  
省エネルギー化や自然エネルギー、雨水の活用などによる環境負荷の低減に配慮した建築計画及び建築設備計画等に関する考え方についての技術提案。
- ④ 『石垣島の素材を活かしたデザイン』  
石垣島の素材を活かし、新たな観光資源となるデザインを兼ね備えた市民や観光客にも親しまれる庁舎であり、地域性、周辺環境に配慮した建築計画及び敷地利用計画等に関する考え方についての技術提案。
- ⑤ 『その他』  
代表企業参加者のこれまでの実績等を踏まえ、石垣市の新庁舎建設に必要な課題について独自に設定。

17. 審査結果の公表及び通知

一次審査及び二次審査の結果は、石垣市ホームページで公表するほか、参加表明書を提出した全ての参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

#### 18. その他

- (1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 本プロポーザルに要する費用や旅費等については、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。
- (5) 成果品の著作権は石垣市に帰属するものとする。
- (6) 審査結果及び講評は公表するものとする。
- (7) 参加表明書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式15）を提出すること。
- (8) 事情により日時、場所等を変更する場合は、事前に書面等で通知する。